



## 第1章 鳥取市公共サインガイドラインの対象

### 対象となる利用者

住民及び鳥取市を訪れる人すべてを対象とします。特に高齢者、障がい者、外国人等の利用に配慮します。

### 対象となるサイン

鳥取市内に整備される「公共サイン」の主な種類と、ガイドラインの対象となるものについて以下に示します。

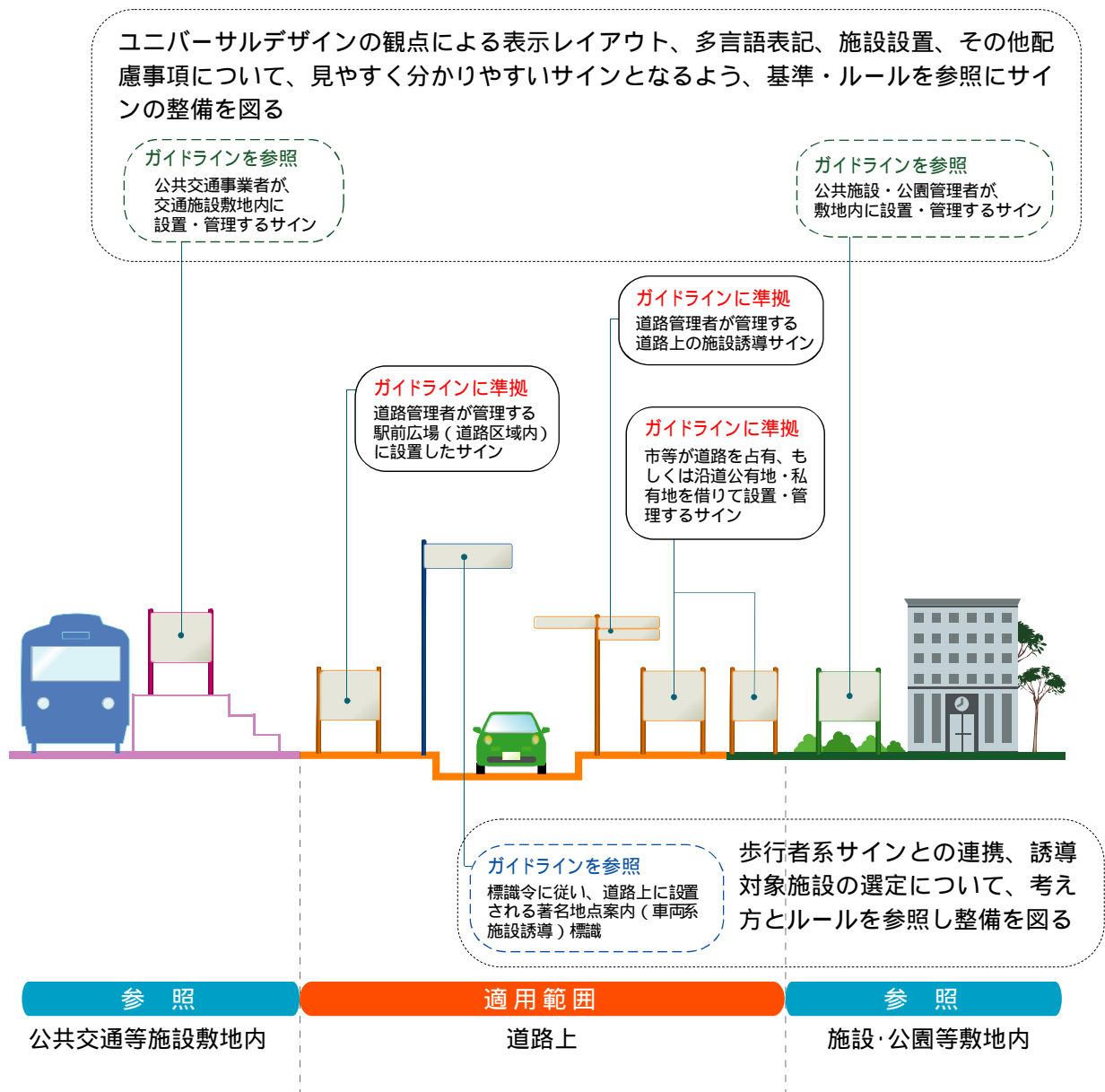
まちの案内サイン	<b>誘導サイン</b> 施設名称・矢印等を用いて、目的の施設の方向を案内するサイン	 	ガイドラインの対象
	<b>案内サイン</b> 目的地へ向かうための情報や施設等の位置関係を地図により図解するサイン	 	
	<b>位置サイン</b> 簡潔な施設名等やピクトグラムなどを用いて、目的場所の位置を告知するサイン	 	
その他サイン	<b>説明サイン</b> 施設や地域資源の案内説明や告知、解説の機能を持つサイン		ガイドラインの基準を参照
	<b>規制サイン</b> 文字やピクトグラムを用いて、利用者の行動を規制するサイン		

なお、車両系のサインについては、基本的には標識令等関連法令および「鳥取県道路案内標識整備マニュアル」に基づき整備を行います。本ガイドラインでは、鳥取市が設置できる著名地点案内標識(114系)について、誘導対象となる著名地点の選定の考え方を第3章3-3.表示内容基準「(2)誘導対象施設の表示基準」内で記載します。

ガイドライン適用範囲

本ガイドラインでは、主に歩行者の移動経路である広場、道路もしくは歩道上に設置する歩行者系案内サイン、歩行者系誘導サイン、駅などの交通結節点や駐車場に設置された市街地案内サインを対象とします。また、公共交通施設や公共施設の敷地内、公園等特定の整備エリア内に設置されるサインについては、ガイドラインに定められた基準やルールを参照して整備することとします。

適用範囲外となるものは、標識令で規定された標識、施設内の案内サイン、避難場所案内マップといった独自の目的と規定により設置されるものとします。



ガイドラインの使い方

実際にサイン施設を計画・整備・設置するにあたって、本ガイドラインで参照すべき基準や配慮点は、第3章～第5章に記載しています。

鳥取市が整備する、歩行者・自転車利用者が移動するために利用するサイン施設については、以下にあげた全ての基準やルールにのっとり、ユニバーサルデザインや安全性に十分配慮した上での整備を行います。

施設等が個別に敷地内の案内サインや誘導サインを整備する場合は、主にユニバーサルデザインの視点での基準・配慮事項である「3-1．表示デザイン基準」や、言語表記に関するルール等を参照することとします。

なお、個別施設のサインであっても道路から見える位置にあたり、公共空間として不特定多数の人が利用したりする場合は、「5-1．サインデザインの考え方」をふまえてサイン施設のデザインを検討するものとします。

		公共サイン (誘導案内)	施設敷地内案内 (公園等)	位置サイン・説明サイン等
第3章 サインの表示基準	3-1．表示デザイン基準			
	(1)レイアウトに関すること			
	(2)表示方法に関すること			
	(3)表示部構造に関すること			
	3-2．表示内容基準			
	(1)案内マップの表示基準			-
	(2)誘導サインの表示基準			-
	(3)言語表記に関すること			
	3-3．表示情報基準			
	(1)案内マップの情報掲載基準			-
(2)誘導対象施設の表示基準		-	-	
第4章 サイン施設の整備方針	4-1．施設の配置方針			
	4-2．施設整備方針			
	(1)設計施工に関すること			
	(2)整備に関すること		-	-
第5章 サインデザイン方針	5-1．サインデザインの考え方			
	(1)サイン施設のデザイン方針			
	(2)公共サインデザインのルール		-	-
	5-2．施設デザイン		-	-

サイン施設の整備主体が鳥取市の場合は、本ガイドラインを整備の基準として、また、整備主体が鳥取市以外の場合は、サイン整備にあたって参照してもらうよう関係機関等に働きかけ、ユニバーサルデザインの視点による表示や設置基準が守られるよう努めます。